平成２７年（フ）第１６７号
三重県津市一身田大古曽853番地３
債務者　黒田　　徹
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
三重県熊野市木本町639番地
債務者　嶋　　光弘
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第２２２号
兵庫県川西市美園町２番１号
債務者　川西　裕子（旧姓ロング）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
兵庫県明石市林崎町３丁目553番地の１
シーサイドパストラル林崎103号
債務者　迫田　　学
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
兵庫県明石市本町２丁目８番22号　シャルマンフジ明石参番館202号
債務者　藤井　義則
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
奈良県生駒郡斑鳩町神南４丁目10番２―104号
債務者　上岡　慶昭
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１７号
奈良県葛城市當麻118番地10　魚昌ハイツ106号、前住所奈良県大和高田市大字有井276番地３　セジュール有井201号
債務者　関谷　豊和
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
奈良県宇陀市大字陀拾生840番地の３
債務者　今出　壽治
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
奈良県香芝市穴虫3035番地９
債務者　塩見都史子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
奈良県北葛城郡広陵町大字百済1189番地
債務者　堺井　伸平
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
和歌山県田辺市新庄町田鶴1739―21　サービス付き高齢者向け住宅　田辺すみれハイム、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村福井117番地
債務者　ワイビーエス電機こと　北薮　公久
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４９６号
広島県東広島市河内町中河内703番地１
債務者　夏木眞利江
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８１号
広島市西区己斐本町３丁目19番10―205号
債務者　横見美恵子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７０号
広島市南区仁保１丁目18番３号
債務者　藤田　淺子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９７号
広島市南区大州２丁目15番12―1001号　大州タワー
債務者　森　　博志
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９９号
広島県廿日市市峠90番地288
債務者　牧野　征敬
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０５号
広島市西区庚午中４丁目21番15号
債務者　原　　千秋
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部